

令和4年度

# 個別指導における 主な指摘事項（歯科）

東北厚生局

## 目 次

### I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	P1
2	基本診療料	P2
3	医学管理等	P3
4	在宅医療	P5
5	検査	P6
6	画像診断	P7
7	投薬	P8
8	リハビリテーション	P8
9	歯周治療	P8
10	処置	P10
11	手術	P12
12	歯冠修復及び欠損補綴	P13
13	保険外診療	P14

### II 診療報酬の請求等に関する事項

1	届出事項、報告事項等	P14
2	掲示事項	P14
3	特掲診療料の施設基準等	P14
4	診療報酬請求	P15
5	一部負担金等	P15
6	その他	P15

## 令和4年度 個別指導における主な指摘事項（歯科）

### I 保険診療等に関する事項

#### 1. 診療録等

##### (1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので改めること。  
診療録が散逸しないように適切に編綴すること。
- ② 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
- ④ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科助手）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑤ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
  - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
  - イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
- ⑥ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
  - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
  - イ 行を空けた記載がある。
  - ウ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。
  - エ 判読困難な記載がある。
  - オ 欄外への記載がある。
  - カ 鉛筆等書き換え可能な筆記用具（鉛筆）による記載がある。
  - キ 訂正した日時が不明である。
- ⑦ 独自の又は現在使用されていない略称を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令4.9.28 保医発0928第2号）」を参照し適切に記載すること。
- ⑧ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴について記載がない、不十分である又は誤っている。
  - イ 傷病名にP、C、P u lの略称を使用しており、病態に係る記載がない。
  - ウ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
  - エ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。
    - i 整理していないために傷病名が多数となっている。
    - ii 長期にわたる「疑い」の傷病名がある。

iii その他（所見について記載のない傷病名がある。）

- ⑨ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

症状、所見、診療方針について記載がない、不十分である。

- ⑩ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。
- ⑪ 診療録の医療保険に関する記載と介護保険に関する記載が、下線又は枠で囲う等により区別されていない不適切な例が認められたので改めること。

## （2）歯科技工指示書

- ① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 設計

イ 発行の年月日

ウ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

エ 作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地

- ② 歯科技工指示書の発行がなく委託外注技工を行っている例が認められたので、所定の内容を記載した歯科技工指示書を発行すること。
- ③ 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作部位、材料について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

## （3）提供文書

歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、新製有床義歯管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

## 2. 基本診療料

### （1）初診料・再診料

- ① 当該保険医療機関において健康診断と同時に、又は、医療保険給付対象外により入院外で傷病の治療中に、医療保険給付の対象となる診療を行った場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。
- ② 診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること

### （2）初・再診料の加算

《歯科診療特別対応加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

- ② 著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に、算定できない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。

### 3. 医学管理等

#### (1) 歯科疾患管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。

- ② 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 治療方針の概要等

- ③ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

管理に係る要点

#### 《文書提供加算》

- ① 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

口腔の状態（口腔内の状況、歯や歯肉の状態、口腔機能の問題等）

- ② 管理に係る文書の作成、提供を行っていないにもかかわらず、文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。

#### 《長期管理加算》

- ① 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録

に記載していない。

- ② 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

- ③ 長期管理加算は、歯科疾患の重症化予防に資する長期にわたる継続的な口腔管理を評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

## (2) 周術期等口腔機能管理計画策定料

算定要件を満たしていない周術期等口腔機能管理計画策定料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 管理計画書を作成していない。

イ 管理計画書の内容を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない。

## (3) 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）・周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）

管理報告書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

具体的な実施内容や指導内容

## (4) 歯科衛生実地指導料

### 《歯科衛生実地指導料 1》

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯科衛生士に行った指示内容等の要点

- ③ 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について適切に記載すること。

ア 指導等の内容

イ 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）

ウ 指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

エ 主治の歯科医師の氏名

オ 指導を行った歯科衛生士の氏名

## (5) 診療情報提供料（Ⅰ）

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（Ⅰ）を算定している次の例が認めら

れたので改めること。

交付した文書の写しを診療録に添付していない。

- ② 治療の可否に関する問い合わせ又は診療内容の報告を行った場合に、算定できない診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

#### （6）新製有床義歯管理料

- ① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料「1 2以外の場合」、「2 困難な場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

イ 情報提供文書を作成していない。

ウ 情報提供文書を患者又はその家族等に提供していない。

- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損の状態

イ 指導内容等の要点

## 4. 在宅医療

### （1）歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。

イ 診療録及び診療報酬明細書に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）について実態と異なる。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点

イ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）

ウ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）

- ③ 特別の関係にある保険医療機関等に訪問して歯科診療を行った場合に、算定できない歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。

### （2）訪問歯科衛生指導料

- ① 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科衛生士等に指示した内容、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名、訪問した日の患者の状態の要点等を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯科衛生士等に指示した内容

- ③ 実地指導の内容が単なる日常的口腔清掃等のみの場合に、算定できない訪問歯科衛生指導料を算定している例が認められたので改めること。

## 5. 検査

### (1) 歯周病検査

#### 《歯周基本検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

- ② 混合歯列期の患者に対し歯周基本検査を行った場合、永久歯の歯数に応じた算定区分として算定すべきものを乳歯（後継永久歯が先天性欠如の場合を除く。）も含めた歯数の算定区分で算定している例が認められたので改めること。
- ③ 歯周基本検査における歯周ポケット測定、歯の動揺度の検査結果について、診療録又は診療録に添付した記録の記載に不備な例が認められたので、適切に記載すること。

#### 《歯周精密検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。

イ 必要な検査のうちプロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

- ② 臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断して、必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたので改めること。
- ③ 漫然と歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

#### 《混合歯列期歯周病検査》

- ① 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。

必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無を実施していない。

- ② 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。

#### 《その他》

- ① 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯

周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握した上で治癒の判断又は治療計画の修正を行う)、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるので、検査については適切な期間をあけて実施すること。

- ② 患者の状態等により歯周ポケット測定が困難な場合であって歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行った場合に、算定できない歯周基本検査、歯周精密検査、混合歯列期歯周病検査を算定している例が認められたので改めること。

## (2) 歯周病部分的再評価検査

算定要件を満たしていない歯周病部分的再評価検査を算定している次の例が認められたので改めること。

必要な検査のうち歯周ポケット測定（４点以上）、プロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

## (3) 歯冠補綴時色調採得検査

算定要件を満たしていない歯冠補綴時色調採得検査を算定している次の例が認められたので改めること。

同一画像内に色調見本を撮影していない。

## 6. 画像診断

### (1) 総論的事項

- ① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。
- ② 歯科エックス線撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 歯科疾患の画像診断に際しては、歯科疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。

### (2) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用３次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

イ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっている。

- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用３次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

写真診断に係る必要な所見

- ③ 一連の症状を確認するため、同一部位に撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断の費用について、所定点数の100分の50に相当する点数として算定すべきものを所定点数で算定している例が認められたので改めること。

## 7. 投薬

### 投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項からみて、次の不適切な投薬が認められたので改めること。
- ア 適応外
  - イ 長期漫然投与
- ② 医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、傷病名、症状、経過等を考慮の上、投与薬剤、投薬日数、投薬量、投薬方法をその都度決定すること。
- ④ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

## 8. リハビリテーション

### (1) 歯科口腔リハビリテーション料1

《歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」》

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

調整部位又は指導内容等の要点

### (2) 歯科口腔リハビリテーション料2

算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料2を算定している次の例が認められたので改めること。

実施内容等の要点を診療録に記載していない。

## 9. 歯周治療

### (1) 診断等

- ① 歯周病に係る症状、所見、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2

年3月 日本歯科医学会)を参考に適切な治療を行うこと。

- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

## (2) 歯周病処置

特定薬剤の使用に当たって、同一シリンジを複数の患者に使用している又は使用後の残薬を保存して複数日にわたって同一患者に使用している不適切な例が認められたので改めること。

## (3) 歯周基本治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本治療を算定している次の例が認められたので改めること。

歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)を歯周病検査の結果に基づいて行っていない。

- ② 必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

## (4) 歯周病安定期治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査を行っていない。

イ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

- ② 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病安定期治療の治療方針

- ③ 一時的に症状が安定した状態に至っていない場合に、算定できない歯周病安定期治療を算定している例が認められたので改めること。

- ④ 歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

## (5) 歯周病重症化予防治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改めること。

歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

- ② 管理計画書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病重症化予防治療の治療方針

- ③ 歯周ポケットが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない場合に、算定できない歯周病重症化予防治療を算定している例が認められたので改めること。
- ④ 歯周病重症化予防治療に際しては、2回目以降の歯周病検査終了後、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、歯周病の重症化予防を目的として実施すること。

## 10. 処置

### (1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。

算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

処置内容等

### (2) 咬合調整

算定要件を満たしていない咬合調整を算定している次の例が認められたので改めること。

歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載していない。

### (3) 歯内療法

#### 《根管充填》

- ① 根管充填を含む一連の根管治療の費用の算定において、2根管で算定すべきものを3根管として誤って算定している例が認められたので改めること。
- ② 加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

#### 《加圧根管充填処置》

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 緊密な根管充填を行っていない。

イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。

ウ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像又は歯科部分パノラマ断層撮影画像が根管充填の確認に利用できない。

- ② 加圧根管充填処置について、2根管で算定すべきものを3根管として誤って算定している例が認められたので改めること。

#### (4) 口腔内装置

顎関節症、歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

#### (5) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置

医科の保険医療機関又は医科歯科併設の保険医療機関の担当科医師から、診療情報提供に基づく口腔内装置治療の依頼又は院内紹介（確定診断が可能な医科歯科併設の病院である保険医療機関に限る。）を受けていない場合に、算定できない睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置を算定している例が認められたので改めること。

#### (6) 口腔内装置調整・修理

##### 《口腔内装置調整》

口腔内装置調整に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整の部位

イ 調整方法

#### (7) 歯冠修復物又は補綴物の除去

##### 《著しく困難なもの》

- ① メタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
- ② スクリューポストを除去した場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

#### (8) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 有床義歯床下粘膜調整処置の費用を算定できない場合においても、当該処置を行った際には、その旨を診療録に記載すること。
- ② 旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に、算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。

#### (9) 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置

歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に該当していない場合に、算定できない在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定している例が認められたので改めること。

#### (10) 口腔粘膜処置

算定要件を満たしていない口腔粘膜処置を算定している次の例が認められたので改めること。

病変の部位及び大きさ等を診療録に記載していない。

#### (11) 機械的歯面清掃処置

算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められ

たので改めること。

歯科用の切削回転器具及び研磨ペーストを使用していない。

## (12) フッ化物歯面塗布処置

歯科訪問診療料を算定し初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者、又は歯科疾患管理料を算定し初期の根面う蝕に罹患している 65 歳以上の患者に該当していない場合に、算定できないフッ化物歯面塗布処置「2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合」を算定している例が認められたので改めること。

## 11. 手術

### (1) 抜歯手術

抜歯手術（難抜歯加算、埋伏歯）における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

#### 《難抜歯加算》

歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

#### 《埋伏歯》

骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

### (2) 歯根嚢胞摘出手術

- ① 歯根嚢胞摘出手術における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 歯根嚢胞の大きさが拇指頭大に満たない場合に、歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」として算定すべきものを歯根嚢胞摘出手術「2 拇指頭大のもの」で算定している例が認められたので改めること。

### (3) 口腔内消炎手術

- ① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 手術部位

イ 症状

ウ 手術内容の要点

#### (4) 歯周外科手術

歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術、歯肉剥離搔爬手術）における手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## 12. 歯冠修復及び欠損補綴

### (1) 補綴時診断料

① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

イ 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）が実態と異なっている。

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

欠損補綴物の名称及び設計等の要点

③ 補綴時診断料を算定した場合は、補綴物の診断設計に基づき、患者に装着する予定の補綴物について、義歯、ブリッジ等の概要図、写真等を用いて患者に効果的に情報提供すること。

### (2) 歯冠形成・歯冠修復

#### 《CAD/CAM冠》

① 使用材料名について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

CAD/CAM冠

② CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を大白歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること。（診療録に貼付する等）

### (3) 有床義歯

#### 《有床義歯》

① 残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆処置を行うこと。

② レジン系印象材若しくはラバー系印象材等を用いて咬合圧印象を行った場合又はフレンジテクニック、マイオモニターによる印象若しくは各個トレー及び歯科用インプレッションコンパウンドを用いて筋圧形成を行い、ラバー系印象材等を用いて機能印象を行った場合以外で、特殊印象を誤って算定している例が認められたので改めること。

③ 補強線を鋳造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

### (4) 有床義歯修理

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。

修理内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

修理内容の要点

- ③ 総義歯又は9歯以上の局部義歯において、咬合高径を調整する目的で人工歯の咬合面にレジンを追加し咬合の再形成を行った場合又は当該義歯の床縁形態を修正する目的で当該義歯の床縁全周にわたりレジンを追加し床延長する場合に1回に限り算定すべき有床義歯修理を、複数回算定している例が認められたので改めること。

### 13. 保険外診療

保険診療と保険外診療の峻別を図ること。

## II 診療報酬の請求等に関する事項

### 1. 届出事項、報告事項等

- ① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに東北厚生局あて届け出ること。
- ア 保険医の異動
  - イ 標榜診療時間の変更
- ② 保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかったので速やかに東北厚生局あて報告すること。
- ③ 毎年7月1日現在の定例報告について、報告をしていなかったので速やかに東北厚生局あて報告すること。

### 2. 掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

ア 明細書の発行に関する事項を掲示していない又は掲示が誤っている。

イ 施設基準に係る事項を掲示していない又は掲示内容が誤っている、届出していないにもかかわらず誤って掲示している。

ウ 保険外併用療養費に係る療養の内容及び費用について、地方厚生局長に対して当該療養に係る費用等の報告が行われていないにもかかわらず、掲示を行っていたので、速やかに報告の上掲示すること。

### 3. 特掲診療料の施設基準等

- (1) 歯科訪問診療料の注13に規定する基準

基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を提供した患者のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満でない。

(2) 歯科口腔リハビリテーション料2

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI撮影）機器を設置又は当該医療機器を設置している病院と連携していない。

(3) 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1、2

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

ア 常勤の歯科技工士を配置していない。

イ 2名以上の非常勤歯科技工士の配置時間が、常勤歯科技工士の勤務時間帯と同じ時間帯に配置されていない。

#### **4. 診療報酬請求**

##### 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、傷病名、所定点数、合計点数、開始年月日について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。
- ② 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

#### **5. 一部負担金等**

##### 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。  
計算方法が誤っている（四捨五入していない、端数切り上げで処理されている）。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。  
管理簿を作成していない、納入督促を行っていない

#### **6. その他**

##### その他

- ① 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ② 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ③ 過去に出席した集団指導、新規個別指導、個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。